

墨田区組織条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第6号

墨田区組織条例の一部を改正する条例

墨田区組織条例（昭和52年墨田区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条企画経営室の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 財産の管理に関すること。

第4条総務部の項第4号中「、財産の管理」を削る。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。